

島根労働局発表  
令和2年11月30日

担  
当

島根労働局職業安定部職業対策課  
課長 竹谷 一彦  
地方障害者雇用担当官 藤村 純  
TEL 0852-20-7021

## 島根県内初の「障害者雇用に関する優良な中小事業主」を認定しました ～ もにす認定 県内第1号は 社会福祉法人 壽光会～

島根労働局（局長 倉持 清子（くらもち きよこ））は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下、「もにす認定制度」）で島根県内初の認定を行いました。

受賞事業主の認定式は、以下のとおり行います。

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、今年の4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、島根労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。認定をご希望される事業主の方は、必要書類を主たる事業所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



### 認定マーク【もにす】

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

### ○認定式

- |         |   |  |
|---------|---|--|
| 1 日     | 時 | 令和2年12月14日（月）午前10時から                   |
| 2 場     | 所 | 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階<br>島根労働局専用大会議室 |
| 3 受賞事業主 |   | 社会福祉法人 壽光会 理事長 馬庭 稔<br>出雲市湖陵町差海318番地1  |

# 「人を支える仕事だからこそ、支える人を大事にしたい」

## 社会福祉法人 壽光会（出雲市）

- 現在、障害のある職員 8 名を雇用しており、法定雇用率（2.2%）の 2 倍を超える雇用率（5.69%）を維持している。
- 近隣の養護学校から介護補助、環境整備、調理補助の職種で毎年職場実習生を受け入れ適格者を採用するとともに、養護学校における作業学習の講師に職員を派遣するなど強い連携を維持し、教育から雇用への移行に大きく貢献している。
- 養護学校の学校見学会等に必ず職員を参加させることに加え、管理職以上の職員には「障害者職業生活相談員」資格認定講習を積極的に受講させている。また、他企業・法人からの見学の受入れ等により、地域における障害者の一般就労への理解促進と啓発に努めている。
- 法人全体で「エルダー制度」を導入しており、障害のある先輩が、同じ養護学校出身の新規学卒採用された後輩のエルダーとなって、日常的な指導・支援を行うことにより、新規採用職員の職場定着と障害者の活躍促進にあたって当事者を参画させることに成功している。
- 地域障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、障害者のチーム支援の体制を維持しながら情報交換・共有、相談、指導を 6 か月に 1 回以上定期的に実施することによって職場定着を図っている。
- 地域障害者職業センターのジョブコーチ支援を活用し、作業スケジュール・作業方法・支援体制・業務上の指示の方法等の調整を行い、効率的な作業法や身体的・精神的な負担の軽減を図っている。これにより個々の障害者にふさわしい職務を的確にマッチングすることができている。
- 下肢に障害のある職員の身体的負担の軽減と転倒等による事故を防止するため、介護福祉機器（入浴用リフト、移動用電動リフト）を導入。これにより障害当事者はもちろん、他の職員にとっても働きやすい職場となり、介護の質の向上につながっている。
- 勤続 5 年目の知的障害のある職員の特長・性格（人柄）・職務に取り組む姿勢を評価し、環境整備職から介護職へ転換するキャリアアップを図った。介護職員として約 3 年の経験を経た現在では、夜間勤務も可能になるまでに成長している。

・所在地：出雲市湖陵町

・従業員数：173 人

・事業概要：老人福祉・介護事業（特別養護老人ホーム、デイサービス、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅）  
児童福祉事業（保育所）

# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主となることのメリット

### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります  
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります  
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける  
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

## A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



## 障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること  
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること  
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること  
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				⑭キャリア形成	特に優良
			優良	1点			優良		4点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	良		2点		
			優良	1点					
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
		良	2点	優良				1点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点	
			優良	1点			優良	1点	
		⑧働き方	特に優良	2点		⑰質的側面	特に優良	2点	
			優良	1点			優良	1点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
優良			1点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)			
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点						
	優良	1点							
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

**と も に す す む**

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、島根労働局、ハローワークへお問い合わせください。